

ウルグアイ：PCT加盟後の国内段階移行期限が迫る

国際的な知的財産の動向を踏まえ、ウルグアイに注目すべきです。ウルグアイは国内制度を改善し、2025年1月7日にPCT制度に加盟しました。

2025年1月7日以降に出願されたPCT特許出願のみがウルグアイにおいて法的効力を生じることから、2026年7月7日に30カ月の国内段階移行期限が迫る中、この動向は現在、重要な意味を持ち始めています。したがって、これは既存のポートフォリオに影響を与える一般的な変更ではなく、むしろ、より最近の出願された国際出願を見直すための、対象を絞った好機と言えます。

ウルグアイは、人口約350万人（ブラジルは2億人以上）と比較的小規模な市場であり、GDPも約800億～900億米ドル（ブラジルは2兆米ドル以上）と規模は小さいものの、一人当たりGDPは比較的高く、経済・規制環境も安定しているため、規模に関わらず特定の状況下では重要な役割を果たす可能性があります。

ウルグアイはラテンアメリカにおける主要なテクノロジーハブの一つとしての地位を確立しており、光ファイバーインターネット普及率が地域最高、一人当たりのソフトウェア輸出額も地域最大となっています。テクノロジーセクターは500社以上を擁する経済の柱であり、ソフトウェア開発、コンサルティング、ITサービスといった高付加価値ソリューションをグローバル企業に提供することで知られています。さらに、フィンテックやアグロテック関連技術の発展も著しいです。

最近のPCT出願を含むポートフォリオについては、2026年7月7日の期限に先立ち、見直しを行うことが望ましいでしょう。